

防災行政無線放送（火災のお知らせ）について

令和 7 年 4 月 22 日（火）に開催しました、令和 7 年度浜田市弥栄地域協議会（第 1 回）において、令和 6 年度 4 月 1 日から廃止となった防災無線を使った消防団員の招集について、「従来の防災無線を使った招集に戻してもらいたい。」とのご意見をいただきました。

消防本部としては、消防団員の招集について全団員を対象にメールを使った招集に変更しており、防災無線を使った招集に戻すことは難しいとのことでした。

支所内でこの火災についての放送について協議し、7 月 10 日の自治会長会にお諮りした結果、消防団員の招集が目的ではなく、住民の皆さんに火災発生のお知らせという観点から、下記のとおり防災行政無線により放送を行うこととしましたので、お知らせいたします。

- ・火災が発生した場合は、火災種別（建物火災、林野火災、その他の火災等）、発生場所（集落名）を放送します。また、鎮火の放送も行います。
- ・火災お知らせの放送時間は、朝 6 時から 20 時までとします。ただし、避難が必要な場合等緊急性が高い場合は、夜間においても放送します。
- ・火災についてのお知らせの放送は、明日 8 月 6 日から実施します。

放送例

・火災発生時

こちらは防災弥栄町。ただいま、弥栄町（集落名）〇〇において、（火災種別）〇〇火災が発生しました。※2 回繰り返し。こちらは防災弥栄町。

・火災鎮火時

こちらは防災弥栄町。先ほどの、弥栄町（集落）〇〇で発生した火災は鎮火しました。※2 回繰り返し。こちらは防災弥栄町。